

税務署窓口へ税務関係書類を提出される際の 「提出票」作成のお願い

平素から税務行政全般にわたり深い御理解と御協力をいただきありがとうございます。

平成 29 年 1 月から、納税者の方が税務署の総合窓口（管理運営部門の窓口）で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される際には、以下のとおり「提出票」を記載・提出していただくこととしましたので、御協力の程お願いいたします。

施策の概要

平成 29 年 1 月から、税務署に多くのマイナンバー記載書類が提出されることとなり、税務行政において社会保障・税番号制度が本格化します。

これを契機に、重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された書類を従来にも増して厳格に管理する必要があることから、納税者（税理士）の方が税務署の総合窓口（管理運営部門の窓口）で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される際には、併せて「提出票」の記載・提出をお願いすることとしたものです。

施策の開始時期

本施策は、原則として平成 29 年 1 月から実施します。

総合窓口での流れ

- ① 税務署の総合窓口（管理運営部門の窓口）で税務関係書類を提出される際、提出票を作成し、提出書類及び提出票を総合窓口へ提出してください。
※ 提出票の様式は、税務署の総合窓口でお渡しします。
- ② 受付担当者が、提出書類の概要を提出票に記録するとともに、提出書類の收受手続を行います。

提出票見本

納税者記載欄

(申告書等提出票)

本枠内の記載をお願いします。

① 申告書等に記載した氏名(法人名)と電話番号を記載してください。

氏名・法人名 <small>(納税者の場合は 登記簿人名)</small>	
税理士又は 税理士法人名 <small>(※税理士の方は「氏名・法人名」欄も併せて記載してください。)</small>	
電話番号	- -

② 該当する場合はチェックしてください。

マイナンバー記載書類の提出あり

申告書等の控えを持参あり

マイナンバーの記載が必須な申告書や申請書を提出される方は、提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

【税務署整理欄】

関係税目	<input type="checkbox"/> 申告所得税	<input type="checkbox"/> 消費税	<input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 源泉所得税	<input type="checkbox"/> 相続税
	<input type="checkbox"/> 贈与税	<input type="checkbox"/> その他			
文書種別	<input type="checkbox"/> 申告書	<input type="checkbox"/> 届出書	<input type="checkbox"/> 請求書	<input type="checkbox"/> 決算書	<input type="checkbox"/> 合計表
	<input type="checkbox"/> 徴収高計算書 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	提出時	分類時	備考	(事務管理用)	
日付	/ /	/ /		取出し時	回収時
担当者					

(A4規格)

納税者記載欄は「記載」欄と「チェック」欄で構成されています。

【記載欄】

(1) 「氏名・法人名」欄
申告書等に記載された納税者の方の氏名・法人名を記載します。

(2) 「税理士又は税理士法人名」欄
※税理士の方が提出される場合のみ記載します。提出される税理士の方の氏名(税理士法人名)を記載します。

(3) 「電話番号」欄
納税者の方の電話番号を記載します。

【チェック欄】

以下の場合に、該当欄にチェックをします。

①マイナンバーが記載された書類を提出する。
②申告書等の控えを持参している。

その他

- 提出票は原則として納税者の方1人につき1枚作成してください。

FAQ

Q1 マイナンバーの記載がない書類を提出する場合には作成は不要ではないのですか。

A1 本施策は、社会保障・税番号制度の本格化を契機として開始するものですが、マイナンバーが記載されない書類であっても、納税者の皆様の重要な個人情報に記載された書類であることに何ら違いはなく、同様に厳格な書類の管理が必要であると考えているところです。

Q2 どのような場合に「提出票」を作成するのですか。

A2 納税者(税理士)の方が、税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される場合に作成をお願いいたします。

Q3 「提出票」の様式を、国税庁ホームページ等から事前に入手することは可能ですか。

A3 様式の体裁が国税局により多少異なることがあるため、国税庁ホームページへの掲載は予定しておりません。

Q4 総合窓口以外に提出する場合、「提出票」を作成する必要はないのですか。

A4 個人課税部門に提出される場合等、総合窓口以外に提出される場合には、原則として提出票の作成は不要です。